

**標準関連特許のライセンス契約における無償許諾・非係争義務**

【文 献 種 別】 審判審決／公正取引委員会

【処分年月日】 平成 31 年 3 月 13 日

【事 件 番 号】 平成 22 年（判）第 1 号

【事 件 名】 クアルコム事件

【裁 判 結 果】 排除命令取消

【参 照 法 令】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成 21 年 6 月 10 日法律第 51 号による改正前）、不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号、平成 21 年 10 月 28 日公正取引委員会告示第 18 号による改正前）

【掲 載 誌】 公取委審決等データベース

LEX/DB 文献番号 30003419

**事実の概要**

被審人は、携帯無線通信に関する研究開発、知的財産権の実施許諾等並びに携帯電話端末及び同基地局に用いられる半導体集積回路（以下「チップ」という。）の製造販売等に係る事業を営む者である。被審人は、第三世代の携帯無線通信である CDMA 携帯無線通信に用いられるチップ等について多数の知的財産権を保有しており、その中には、第三世代携帯無線通信に関する標準規格の実施に必須の知的財産権（以下「技術的必須知的財産権」という。）が多数含まれていた。

我国で第三世代携帯無線通信規格の策定を担った電波産業会規格会議は、標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針を定めており、その中で、ある標準規格の内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれる場合、当該必須の工業所有権の権利所有者が次の第一号又は第二号に掲げる取扱いを選択する場合にのみ、標準規格の対象とする旨定めていた。

「一 当該権利所有者が、当該必須の工業所有権について、当該標準規格を使用する者に対し、一切の権利主張をせず、無条件で当該必須の工業所有権の実施を許諾する。

二 当該権利所有者が、当該必須の工業所有権の権利の内容、条件を明らかにした上で、当該標準規格を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該必須の工業所有権の実施を許諾する。」

被審人は、第三世代携帯無線通信規格策定に先

立つ平成 12 年 1 月 21 日、前記第二号の取扱いを選択して、合計 127 件の知的財産権について確認書を規格会議委員長に提出していた。

国内端末等製造販売業者は、平成 7 年以降、被審人との間で、第二世代携帯無線通信規格に係る知的財産権の実施許諾を内容とするライセンス契約を締結していたが、平成 11 年頃、国内大手通信事業者が第三世代携帯無線通信規格に適合する通信サービスへの移行を進めたことなどから、CDMA 携帯電話端末等を製造販売するため、CDMA 携帯無線通信に係る技術的必須知的財産権の保有者から実施許諾等を受ける必要があった。

被審人は、おおむね平成 11 年 8 月以降、国内端末等製造販売業者に対し、CDMA 携帯電話端末等を製造販売するために、被審人が保有する知的財産権について実施許諾を受けるよう要請した。被審人は、おおむね平成 12 年 3 月から平成 13 年 3 月にかけて、国内端末等製造販売業者との間で、被審人等が保有する CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権の実施許諾をする旨の携帯電話端末向け及び（又は）同基地局向けライセンス契約を締結した（以下「本件ライセンス契約」という。）。本件ライセンス契約の概要は次のとおり。

①被審人は、国内端末等製造販売業者に対し、CDMA 携帯電話端末等の製造販売等のため、本件ライセンス契約において特定された、被審人等が保有し又は保有することとなる CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権の実施権を一身専属的（譲渡禁止）、全世界的及び非排他的に許諾する。

②国内端末等製造販売業者は、被審人に対し、

契約締結時及び改定時に一定額の金員を支払うほか、暦四半期ごとに、同期間中に国内端末等製造販売業者が販売した契約製品の数に、契約製品1台当たりの正味販売価格の所定割合を乗じたロイヤルティを支払う。

③国内端末等製造販売業者（④の3社を除く。）は、被審人に対し、被審人等によるCDMA携帯電話端末及びCDMA部品の製造販売等のために、本件ライセンス契約において対象として特定された、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権の一身専属的（譲渡禁止）、全世界的及び非排他的な実施権を許諾する（以下「本件無償許諾条項」という。）。

④国内端末等製造販売業者のうち3社については、被審人等に対し、又は、これに加えて被審人からCDMA部品を購入した顧客に対し、被審人等によるCDMA部品の製造販売等又はこれに加えて被審人の顧客が被審人のCDMA部品を自社製品に組み込んだことについて、本件ライセンス契約において特定された、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて権利主張を行わないことを約束する（以下「被審人等に対する非係争条項」という。）。

⑤国内端末等製造販売業者は、被審人のライセンシーに対し、当該被審人のライセンシーによるCDMA携帯電話端末等の製造販売等について、本件ライセンス契約において特定された、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて権利主張を行わないことを約束する（以下「被審人のライセンシーに対する非係争条項」という。）。被審人のライセンシーに対する非係争条項は、国内端末等製造販売業者が任意に選択することができ、同様の条項を規定した他の被審人のライセンシーのみに適用される（以下、本件無償許諾条項、被審人等に対する非係争条項及び被審人のライセンシーに対する非係争条項を併せて「本件無償許諾条項等」という。）。

⑥契約期間は定められていない。

公正取引委員会は、被審人が、本件ライセンス契約の締結に当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について、無償で実施許諾すること、あるいは、権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせていることが、国内端末等製造販売業者の事業活動に対する不当な拘束条件付取引に当たり不公平

な取引方法旧一般指定13項（現行一般指定12項）に該当するとして、平成21年9月28日、本件無償許諾条項等の削除等を求める排除措置命令（平成21年（措）第22号）を行った。被審人は、同年11月24日、排除措置命令の全部の取消を求めて審判請求を行った。

## 審決の要旨

排除措置命令取消。

審決は、公正競争阻害性の判断に際して「具体的な競争減殺効果の発生を要するものではなく、ある程度において競争減殺効果発生のおそれがあると認められる場合であれば足りるが、この『おそれ』の程度は、競争減殺効果が発生する可能性があるという程度の漠然とした可能性の程度でもって足りると解するべきではない」としたうえで、本件無償許諾条項等は、被審人と国内端末製造販売業者との間のクロスライセンス契約としての性質、あるいは、それに類似した性質を有するものと捉えられるところ、クロスライセンス契約それ自体には原則として公正競争阻害性は認められないことから、国内端末製造販売業者の研究開発意欲の阻害について証拠に基づくある程度具体的な立証が求められるとした。

審決は、まず、本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であるとの審査官主張を検討した。審決は、この主張の根拠とされた、①本件無償許諾条項等の適用範囲が広範であること、②本件無償許諾条項等が無償ライセンスとしての性質を有すること、③本件無償許諾条項等が不均衡であることはいずれについても、本件無償許諾条項等のクロスライセンス契約としての性質に照らして退けた。

次に、国内端末等製造販売業者は、本件ライセンス契約の締結を「余儀なく」されており、本件無償許諾条項等により被るおそれのある不利益を填補又は回避することができなかったとの主張については、審決は、本件無償許諾条項等の不合理性が否定される以上、主張の前提を欠くものとしてこれを退けた。

さらに、本件無償許諾条項等の効果として、新たな技術のための研究開発活動への再投資を妨げられているほか、制約が広範かつ長期にわたり、

また、不均衡な内容であることを認識して研究開発を行わざるを得なくなっていることから、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれが具体的に立証されるとの主張についても、審決は、本件無償許諾条項等のクロスライセンス契約としての性質に照らして、本来得ることができ経済的利益を獲得する機会を本件無償許諾条項等によって奪われたと評価することはできないなどとして、これを退けた。

以上の検討を踏まえて、審決は、「本件ライセンス契約ないし本件無償許諾条項等が、保有する知的財産権の範囲を超えて、被審人の地位を一方的に強化するものであると認めることはできない」として、本件無償許諾条項等の旧一般指定13項該当性を否定した。

## 審決の解説

### 一 本審決の意義

知的財産権のライセンス契約におけるライセンシーに対する非係争義務に係る事案としては、旧一般指定13項該当性を認めたマイクロソフト非係争条項事件（審判審決平20・9・16審決集55巻380頁）が知られているが、一見して類似した事案に係る本件では独禁法違反が否定された。本件は、この問題について考察を深めるうえで格好の素材である。他方、本件は、標準関連特許（standard-essential patents、以下「SEP」と略称する。）のライセンスにおけるRAND（reasonable and nondiscriminatory）条件の意味内容が問われた事件としても注目される。

### 二 審査官主張の構造とその背景

本件での審査官主張は次のように要約できよう。すなわち、「本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であること」及び「国内端末等製造販売業者は本件ライセンス契約の締結を『余儀なく』されて本件無償許諾条項等により被るおそれのある不利益を填補又は回避できなかったこと」が、「国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれ」、さらには、「被審人の有力な地位が強化されるおそれ」をもたらし、そのことが「公正な競争秩序への悪影響」につながる、というものである。

これは、直接的には「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」第4・5(6)を踏まえたと思われる。他方、前述のマイクロソフト非係争条項事件では、①「被審人がパソコン用OS市場における有力な地位を有していることを利用して」、②「OEM業者に対して、不合理な内容である本件非係争条項の付された直接契約の締結を余儀なくさせ」、③「その結果、OEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる蓋然性が高く」、④「公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる」という論理が採用されていた。このうち、①と②から直ちに③と④を推測する点、②の「不合理」の内容としてもっぱらライセンサーとライセンシーとの間の義務の著しい不均衡を強調する点は、本件審査官主張に受け継がれている。

### 三 本件審決の論理

それでは、この審査官主張を覆した本件審決の論理の核心は何だったのだろうか。まず、特許が有する価値に見合った報酬を権利者に保障することは独禁法上「競争促進的」と評価されるべきだという暗黙の前提があるように思われる。通常のクロスライセンスもまた、権利者が権利の価値を実現するための手段のひとつであり、契約当事者双方の研究開発やその成果の実施（商業化）にとって有益だからこそ行われる。それゆえ、相互排他的なライセンスによる特定事業者の締め出しが問題となる場合を除いて、基本的に「競争促進的」と評価されるべきである。これに対して、本件審査官主張は、そもそも本件がクロスライセンスに当たることの自覚に乏しく、通常のクロスライセンスと本件無償許諾条項等との違いを明示できなかった。以上が本件審決の論理の核心といえよう。

もう少し敷衍すると、たとえば、契約当事者間で一見して義務の不均衡があるように見える場合でも、元のライセンスの対象となる特許とクロスライセンスの対象となる特許との価値の相違を反映している可能性があり、これを直ちに非難することはできない。本件無償許諾条項等の対象となる特許の価値を考慮したうえでの実施料等の調整の機会がなく、すべての国内端末等製造販売業者について一律の条件でライセンスがなされたとの主張についても、それを額面通りに受け取ったとしても、第三世代携帯無線通信の迅速な立ち上げのために必要であったかかもしれず、少なくともそ

れのみで不合理とは断定できなかった。

#### 四 RAND 条件をめぐる議論との関連

他方で、本件では、国内端末等製造販売業者が本件ライセンス契約の締結を「余儀なく」されたことの原因として被審人が日本における第三世代携帯無線通信に係る SEP を多数保有していたことが指摘されている。被審人が標準機関との間で取り交わした約束は RAND 条件でのライセンスに相当する。

SEP に関して標準機関が RAND 条件に基づくライセンスを特許権者に約束させるのは、標準に関わる多数の特許の蓄積に伴う実施料の高騰や、標準策定後の特許権行使により当該標準に沿った事業に投資をした事業者に不当なライセンス条項が強要されること（いわゆるホールド・アップ）により、当該標準に関わる事業活動や研究開発が阻害されることを防止するためとされてきた<sup>1)</sup>。近年では、特許の蓄積に伴う実施料の高騰やホールド・アップの影響は言われるほど顕著ではなく、実施者が（時に共同で）特許権者に対して交渉上優位に立つことにより特許の価値に見合った報酬が権利者に保障されない弊害（いわゆるホールド・アウト）の方が顕著だといった議論<sup>2)</sup>も台頭している。いずれにせよ、特許の価値に見合った報酬が特許権者に保障されるべきことが元々の前提であることに注意しなければならない。

RAND の具体的意味内容については今なお議論が続いている。RAND の意味内容に関わる具体的論点としては、ライセンス交渉が不調の場合の差止の可否、実施料算定ベースを大きくするためにサプライチェーンのより下流に属する事業者とのライセンスを優先して、より上流の事業者へのライセンスを拒絶することの是非、実施料の算定において当該特許が標準に採用されたことの影響を考慮すべきか否か等が議論されている<sup>3)</sup>。

独禁法上も、RAND 条件の趣旨は「競争促進的」と評価されるべきである。しかし、RAND の具体的な意味内容を確定することは困難である。特に、前述のように、当事者間で知的財産ポートフォリオの価値に差があるときに、単純に当事者間の義務の不均衡のみをもって RAND 違反を判断するには限界がある。問題の SEP の価値を測るに際して、それが標準に採用されたことに伴う価値の増大は度外視すべきだとの議論はあるが、他方で、他の

技術に比して優秀だったからこそ SEP となり得たのだから、かような議論は当てはまらないとの反論もある<sup>4)</sup>。かような状況下で独禁法の適用を考えるには、ライセンス契約の交渉過程で特許の価値を超える過大な要求をライセンシーに強要するための（ライセンスの対象が SEP であること以外の）テコが用いられたかどうかに着目するほかないのではないかと<sup>5)</sup>。

以上の文脈に照らすと、そもそも本件では反競争効果の論証はないが、仮にそれがあったとしても、被審人のもつ SEP の価値を超える要求を可能にするようなテコの存在が明示されたとは言い難く、したがって、いずれにしても公正競争阻害性を認めるには足りなかった。

上記の議論は、本件とマイクロソフト非係争条項事件との結論の違いを考えるうえでも示唆に富む。すなわち、マイクロソフト非係争条項事件では、パソコン用 OS におけるマイクロソフトの市場支配力は、ネットワーク効果によってウィンドウズ本来の経済的価値を超えて永続化し、それが、マイクロソフトの研究開発努力とは無関係にパソコン AV 技術取引市場における優位性を獲得するために利用された事案だったと整理できるのではないだろうか。

#### ●—注

- 1) See, e.g., Mark A. Lemley and Carl Shapiro, Patent Holdup and Royalty Stacking, 85 Tex. L. Rev. 1991 (2006-2007).
- 2) See, e.g., Richard A. Epstein; Kayvan B. Noroozi, Why Incentives for Patent Holdout Threaten to Dismantle FRAND, and Why It Matters, 32 Berkeley Tech. L.J. 1381 (2017).
- 3) より包括的には、特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（2018年6月5日）を参照。
- 4) See, e.g., J. Gregory Sidak, Apportionment, FRAND Royalties, and Comparable Licenses after Ericsson v. D-Link, 2016 U. ILL. L. REV. 1809, 1862-1867 (2016).
- 5) その一例として、FTC v. Qualcomm Incorporated., Case No. 17-CV-0020-HK (Findings of fact and conclusion of law) (N. D. Cal., 2019) では、通信用チップについて独占力を有する被告が、携帯端末の製造販売業者に対して、SEP に関するライセンス契約の締結なしにはチップを販売しないとした政策は、被告が当該チップにおいて有する独占力をテコとして特許の価値以上の不当な利益を被告にもたらすものだったと認定されている。